

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

- 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
- 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
- このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費・国費

H27概算決定額 1.49億円

取組主体

被災農家等
耕作放棄地対策協議会

補助率

定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)
1/2以内等

交付の流れ

国 → 都道府県耕作放棄地対策協議会
→ 地域耕作放棄地対策協議会
→ 取組主体(被災農家等)

被災農家等が自ら営農活動を行う場合

被災農家等



○ 移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。

耕作放棄地対策協議会



○ 被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

- ・再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a
※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- ・整地等 5万円/10a
- ・土づくり 5万円/10a
- ・施設等補完整備(小規模基盤整備) 5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等



○ 新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れて行かないだろうか。

耕作放棄地対策協議会



○ 協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

- 協議会が、被災農家等を雇用し、
- ・耕作放棄地の再生作業
- ・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施(被災農家等に対し賃金を支給)



再生作業
(雑草、雑木等の除去)



土づくり

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

- 1. 事業概要** 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援。
- 2. 実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

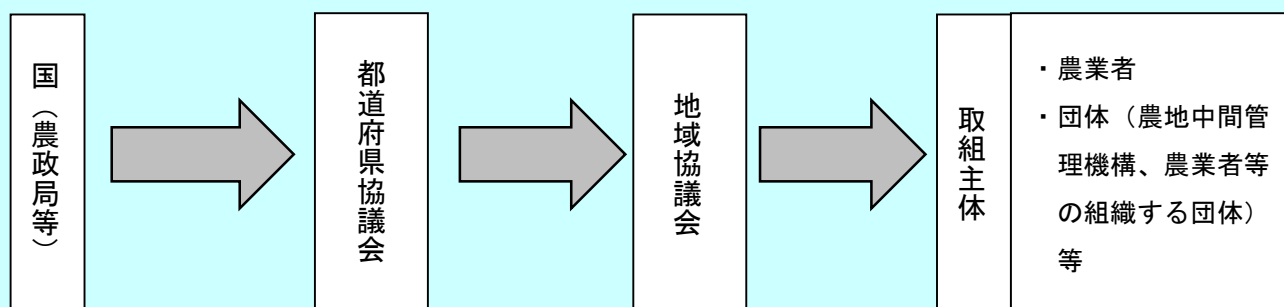
【事業メニュー】

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援**
 - ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
 - ・ 定額支援【5万円/10a※】（重機を用いて行う場合等【1/2以内等】）
 - ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合、助成単価を2割加算
 - ・ 土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
 - イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
 - ウ 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援**
 - ・ 基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備【1/2以内等】
 - ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】**
 - ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
 - ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象



【交付金の流れ】



一般会計事業と復興特会事業の比較

		一般会計事業	復興特会事業	備考
目的		荒廃農地の解消による優良農地の確保	避難先等で被災農家等の営農再開を支援	
再生利用活動	再生作業	1/2相当 ・障害物除去、深耕、整地及び土づくり 5万円/10a	10/10相当 ・障害物除去:5万円/10a (抜根を伴う場合10万円/10a) ・深耕、整地等:5万円/10a 最大15万円/10a	
		1/2 1/2以内 (沖縄県は2/3以内)	—	重機を用いて行う場合等
	土づくり	1/2相当 2年目のみ 2.5万円/10a	10/10相当 最大2年間 5万円/10a	肥料、有機資材の投入等
	営農定着	1/2相当 2.5万円/10a		営農資機材等の調達等
	経営展開	10/10 定額 ※実証ほ場:1箇所/地域協	10/10 定額 ※ 実証ほ場の箇所数制限なし	経営相談、実証ほ場の設置・運営等
施設等補完整備	施設整備等	1/2 1/2以内(沖縄県は2/3以内)		農業用施設(ハウス等)、基盤整備(用排水施設等)等
	小規模基盤整備	1/2相当 2.5万円/10a	10/10相当 5万円/10a	基盤整備のうち簡易なもの

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 予算額と執行額のかい離の理由

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額 (前年度からの繰越含む)		1,974百万円	754百万円	225百万円
執行額(執行率)		363百万円 (18%)	234百万円 (31%)	28百万円 (12%)
未執行額		1,611百万円	520百万円	197百万円
予算額と執行額のかい離の理由	事業実施に向けた調整等に時間を要し、翌年度に実施したもの	○農地の貸し借りに関する調整に時間を要し、翌年度に実施したもの ＜H25に実施＞ ○積雪により工期を延長せざるを得なくなったもの ＜H25に実施＞	○農地の貸し借りに関する調整に時間を要し、翌年度に実施したもの ＜H26に実施＞	○農地の貸し借りに関する調整に時間を要し、協議が継続しているもの ＜H27実施を予定＞ ○雪害によりハウス設置業者が対応困難となり、業者選定に時間を要したのもの ＜H27実施を予定＞
	やむを得ない事由により事業を取りやめたもの	○荒廃農地以外の農地が確保できたため、事業実施の必要性がなくなったもの ○被災農家が元の居住地へ帰還することとなり、事業を取りやめたもの	○荒廃農地以外の農地が確保できたため、事業実施の必要性がなくなったもの	○荒廃農地以外の農地が確保できたため、事業実施の必要性がなくなったもの ○農地の貸し借り調整が不調となり(所有者の死亡により相続が発生等)、事業を取りやめたもの
	要望時から事業実施に至るまでの間の精査等によるもの	○予定していた農地の条件が悪く、事業を取りやめたもの ○営農再開への意欲はあるものの、移住して営農することへの不安等により事業実施を見送ったもの ○農地の貸し借り調整が不調となり、事業を取りやめたもの ○再生面積の減、施設等補完整備の計画変更等による事業費の減 ○その他	○予定していた農地の条件が悪く、事業を取りやめたもの ○営農再開への意欲はあるものの、移住して営農することへの不安等により事業実施を見送ったもの ○農地の貸し借り調整が不調となり、事業を取りやめたもの ○再生面積の減、土壌改良の計画変更等による事業費の減 ○その他	○予定していた農地の条件が悪く、事業を取りやめたもの ○営農再開への意欲はあるものの、移住して営農することへの不安等により事業実施を見送ったもの ○その他

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 平成27年度執行予定

県名	市町村名	地域協議会名	地区数	予算額 (百万円)
青森	弘前市	弘前市担い手育成総合支援協議会	1	4
福島	福島市	福島市地域農業再生協議会	2	21
		飯舘村耕作放棄地対策協議会	2	92
	郡山市	郡山市農業再生協議会	1	1
	いわき市	いわき市耕作放棄地対策協議会	1	23
	川内村	川内村耕作放棄地対策協議会	1	2
	相馬市	飯舘村耕作放棄地対策協議会	1	5
愛媛	伊予市	伊予市担い手育成総合支援協議会	1	1
合 計			10	149